平成２３年（フ）第７３６号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目16番２号
債務者　小野瀬達夫
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７４８号
神奈川県小田原市小八幡２丁目６番29号
債務者　岩楯　泰成
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７５０号
神奈川県厚木市妻田南１丁目23番14―201号
債務者　小見真智子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８４３号
神奈川県平塚市幸町17番16―106号　渚マンション
債務者　秋葉　光雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４０号
新潟市秋葉区西島30番地６
債務者　後藤　正明
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４１号
新潟市秋葉区西島30番地６
債務者　後藤真理子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０号
新潟県新発田市御幸町４丁目１番２号
債務者　齋藤　鈴子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１７７号
新潟県新発田市太田新田11番地
債務者　渡邉イツヱ
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１７９号
新潟県阿賀野市久保1436番地４　レジデンス愛24―103号
債務者　梅津　政衞
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１８１号
新潟県新発田市新栄町１丁目４番21号
債務者　相馬　健一
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１８５号
新潟県新発田市五十公野2227番地２　ノーブル・イリス201
債務者　篠原　智幸
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１８８号
新潟県村上市金屋2260番地
債務者　遠山　洋平
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４９７号
愛知県丹羽郡大口町大字小口字宮之前28番地１
債務者　折木圭一郎
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４９５号
和歌山県橋本市岸上287番地の２
債務者　西辻　初予
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５１号
和歌山県橋本市岸上356番地
債務者　もりみずこと　森水　秀征
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５２号
和歌山市園部596番地の161　ハイツブルースカイＣ
債務者　石原　廣子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５７号
和歌山市野崎188番地の１　グランドハイツ野崎210
債務者　園部　豊秀
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６３号
和歌山県橋本市高野口町向島181番地
債務者　中井　政夫
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係